

教育内容と必要な備品に対する 主な意見と事務局提案について

教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項

第5回言語聴覚士学校養成所
カリキュラム等改善検討会
令和4年7月8日

資料
1

<再掲> 構成員よりいただいたご意見（養成所指導ガイドラインにおける教育上必要な機械器具、標本及び模型）

- 新規提案の機器も多くあるため、今一度、各養成施設の意見を確認する必要があるのではないか。
- シミュレーション教育や教育用の機材は多数あるため、最低限以外は各養成施設の判断に任せるものとして良いのではないか。
- 養成施設で揃えるべきものは、臨床実習との兼ね合いを勘案し対応できるようすべきではないか。
- 「OAE（耳音響放射）検査装置」を新規として追加すべきではないか。
- 聴性誘発反応検査装置に、（ABR）や（ASSR）の文言を追記すべきではないか。

事務局提案

団体要望とこれに対する構成員意見を踏まえた教育カリキュラム見直しに伴い、即した標準に整備する品目として、以下の通り見直すこととして事務局提案する。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン<現行>

第5 施設設備に関する事項

3(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備することが望ましいこと。

事務局の提案

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備すること。

<別表> 1 機械器具 <現行（赤字は事務局の提案）>

| 品目 | 数量 |
|---|---------------------|
| ビデオ録画システム(カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む) ⇒動画記録・再生システム | 2式 |
| ビデオモニタシステム(VHS、8ミリ、テレビ)⇒削除 | 10人に1台以上1学級分 ⇒削除 |
| 携帯用ビデオカメラ(VHS、8ミリ)⇒削除 | 各学級1台以上⇒削除 |
| 音声録音再生装置(カセット、CD、MD等)⇒音声録音再生装置 | 10人に1台以上1学級分 |
| オーディオメータ(JIS診断用型) | 10人に1台以上1学級分 |
| 自記オーディオ用レコーダ⇒削除 | 20人に1台以上1学級分 ⇒削除 |
| 幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの) | 20人に1台以上1学級分 |
| インピーダンスオーディオメータ | 20人に1台以上1学級分 |
| 補聴器特性測定装置 | 20人に1台以上1学級分 |
| 人工内耳マッピングシステム | 1台以上 |
| 騒音計 | 20人に1台以上1学級分 |
| 音響分析装置 | 1台以上 |
| 発音訓練装置 | 1台以上 |
| 呼吸発声機能測定装置⇒呼吸機能検査装置 | 1台以上 |
| (新設) 発声機能検査装置 | (新設) 1台以上 |
| オシロスコープ⇒削除 | 1台以上⇒削除 |
| ファンクションジェネレータ | 1台以上 |
| パーソナルコンピューター一式⇒削除 | 20人に1台以上1学級分 ⇒削除 |
| シャーカステン⇒削除 | 各学級1台以上⇒削除 |

| | |
|------------------------------|-----------------------|
| 心理検査・言語検査用具(各種) | 適当数 |
| 補聴器(数種類) | 適当数 |
| 人工喉頭(電気式、笛式)⇒人工喉頭 | 各1台以上⇒1台以上 |
| コミュニケーションエイド(各種) | 適当数 |
| 訓練教材(各種) | 適当数 |
| 発声発語器検査・用具一式(鼻息鏡等) | 適当数 |
| (新設) 平衡機能検査(重心動揺計・フレンツェル眼鏡等) | (新設) 1台以上 |
| (新設) 聴性誘発反応検査装置(ABR,ASSRを含む) | (新設) 1台以上 |
| (新設) 耳音響放射検査装置 | (新設) 1台以上 |
| (新設) 吸引装置一式(吸引模型含む) | (新設) 1台以上 |
| (新設) 舌圧計 | (新設) 10人に1台以上 1学級分 |
| (新設) 酸素飽和度測定器 | (新設) 10人に1台以上 1学級分 |
| (新設) 血圧計 | (新設) 10人に1台以上 1学級分 |
| (新設) リクライニング椅子またはベッド | (新設) 1台以上 |
| (新設) 救急蘇生装置(AED)シミュレーター | (新設) 1台以上 |
| (新設) ○内視鏡 | (新設) 1台以上 |

2 模型

| | |
|--------------|------|
| 人体解剖模型 | 1台以上 |
| 聴覚系解剖模型 | 1台以上 |
| 発声発語・嚥下系解剖模型 | 1台以上 |
| 神経系解剖模型 | 1台以上 |

- 備考 1 ○を付けたものについては、養成所において備えることが望ましいこと。
2 教育上必要な時に使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。

言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第5回)で構成員等よりいただいたご意見

教育上必要な機械器具、標本、模型について

- 教育上の整備を努力義務としていた機器は、いつまでも努力義務としておくべきではなく整えていくべき。
- 学内教育において習熟させた後に臨床実習で経験することになるため、教育の質を担保するために、あまり緩和はし過ぎるべきではない。
- 実習前の指導等を行うことを考えても實際上、これらの機器は整備することが必要すべき。
- 学校協会とST協会の専門家が合意する新規備品のため、2～3年以内等の猶予措置があれば、内視鏡以外の機材を整備必須とするのは妥当なところではないか。
- 養成施設において7割以上が新規要望のものを含む教育上必要な備品を所持しているが、数校からは備品として揃えるための財源がなく困っているという意見がある。
- 新設の装置を全て養成校で新たに揃えるには相当な金額となるが、教育上で必ず必要かは議論する余地があるのではないか。
- 学校側の経済的な負担や機器の金額が、現在の資料上ではあまりよく分からない。
- 備考2（教育上必要な時に使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。）は、何も持たなくても成り立ってしまうため議論する余地があるものの、必要に応じてしっかりと活用できるならばいいのではないか。
- 法制定時から業と定義される内容の教育はこれまで「整備することが望ましい」とされ、機器がなくても学校で教育が行われるとともに臨床実習や見学で体感学習してきたことから、必ずしも整備必須とするのではなく、努力義務や教育上必要な時に使用できるとしてはどうか。
- 実際に養成施設に置いて見なければならぬ機器等を厳選し、それ以外を努力義務のままとしてはどうか。
- 例えば、聴性誘発反応検査は機器だけ見学しても仕方がなく、臨床の場でしっかりと教育することになるため、養成施設に備えていなくてもいいのではないか。
- 平衡機能検査装置を線引きの目安とし、猶予期間や努力義務に修正してはどうか。

教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項

事務局の再提案

団体調査に基づく所持率、希望小売価格帯、教育上の質の担保と必要性の視点に立った構成員意見を踏まえ、教育カリキュラム見直しに伴い、即した標準に整備する品目について、教育上必要となる分野で区分するとともに、新設希望品目の一部は、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所に常備でなく差し支えないものとする。
 ※法第33条第4号については、別表（指導ガイドラインの備品）を標準として整備することが望ましく、教育上必要な時に使用できるよう努めることとする。

言語聴覚士養成所指導ガイドライン<現行>

第5 施設設備に関する事項

3(1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備することが望ましいこと。



事務局の提案

言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○教育上必要な機械器具及び模型は、別表を標準として整備すること。

<別表> 教育上必要な機械器具、標本及び模型 ※下線は事務局の再提案内容

| 教育分野 | | 品目 | 数量 |
|----------------------|-------------------------------|---|--------------------------------|
| 専門基礎分野 | 人体のしくみ・疾病と治療 | (新設) 血圧計 (新設) ○救急蘇生装置(AED) シミュレーター | (新設) 10人に1台以上1学級分 (新設) 1台以上 |
| 専門分野 | 共通する機械器具 | ビデオモニタシステム(VHS、8ミリ、テレビ) ⇒ 削除 | 10人に1台以上1学級分 ⇒ 削除 |
| | | 携帯用ビデオカメラ(VHS、8ミリ) ⇒ 削除 | 各学級1台以上 ⇒ 削除 |
| | | ビデオ録画システム(カメラ、テレビ、ビデオコード含む) ⇒ 動画記録・再生システム | 2式 |
| | | 音声録音再生装置(カセット、CD、MD等) ⇒ 音声録音再生装置 | 10人に1台以上1学級分 |
| | | 訓練教材(各種) | 適当数 |
| | 失語・高次脳機能障害学 /言語発達障害学 | コミュニケーションエイド(各種) | 適当数 |
| | | 心理検査・言語検査用具(各種) | 適当数 |
| | 発声発語・摂食嚥下障害学 | 音響分析装置 | 1台以上 |
| | | ファンクションジェネレータ ⇒ 削除 | 1台以上 ⇒ 削除 |
| | | 発音訓練装置 ⇒ 削除 | 1台以上 ⇒ 削除 |
| | | 呼吸発声機能測定装置 ⇒ ○呼吸機能検査装置 | 1台以上 |
| | | (新設) ○発声機能検査装置 | (新設) 1台以上 |
| | | 人工喉頭(電気式、笛式) ⇒ 人工喉頭 | 各1台以上 ⇒ 1台以上 |
| | | 発声発語器官検査・用具一式(鼻息鏡等) | 適当数 |
| | | (新設) ○舌圧計 | (新設) 10人に1台以上1学級分 |
| | | オシロスコープ ⇒ 削除 | 1台以上 ⇒ 削除 |
| | | パーソナルコンピューター式 ⇒ 削除 | 20人に1台以上1学級分 ⇒ 削除 |
| | | シャーカステン ⇒ 削除 | 各学級1台以上 ⇒ 削除 |
| | | (新設) リクライニング椅子またはベッド | (新設) 1台以上 |
| | | (新設) 酸素飽和度測定器 | (新設) 10人に1台以上1学級分 |
| (新設) ○吸引装置一式(吸引模型含む) | | (新設) 1台以上 | |
| (新設) ○内視鏡 | | (新設) 1台以上 | |
| 聴覚障害学 | オージオメータ(JIS診断用型) | 10人に1台以上1学級分 | |
| | 自記オージオ用レコーダ ⇒ 削除 | 20人に1台以上1学級分 ⇒ 削除 | |
| | (新設) ○聴性誘発反応検査装置(ABR、ASSRを含む) | (新設) 1台以上 | |
| | 幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの) | 20人に1台以上1学級分 | |
| | (新設) ○耳音響放射検査装置 | (新設) 1台以上 | |
| | インピーダンスオージオメータ | 20人に1台以上1学級分 | |
| | 補聴器(数種類) | 適当数 | |
| | 補聴器特性測定装置 | 20人に1台以上1学級分 | |
| | 人工内耳マッピングシステム | 1台以上 | |
| | 騒音計 | 20人に1台以上1学級分 | |
| 標本及び模型 | (新設) ○平衡機能検査(重心動揺計・フレンツェル眼鏡等) | (新設) 1台以上 | |
| | 人体解剖模型 | 1台以上 | |
| | 聴覚系解剖模型 | 1台以上 | |
| | 発声発語・嚥下系解剖模型 | 1台以上 | |
| | 神経系解剖模型 | 1台以上 | |

備考 ○を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。